

1 家計急変採用の対象となる事由

下表に記載の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合のみ、家計急変採用に申込みができます。該当しない場合は、定期的な募集（春・秋）への申込みをご検討ください。

家計急変の事由	
A	生計維持者の <u>死亡</u>
B	生計維持者が <u>事故又は病気により、3か月以上、就労が困難</u>
C	生計維持者が <u>失職（非自発的失業の場合に限る）</u>
D	生計維持者が震災、火災、風水害等に <u>被災</u> した場合であって、 <u>次のいずれかに該当</u> ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
E	学生本人が父母等による <u>暴力等から避難</u>

重要

以下の場合は、家計急変採用による支援の対象とはなりません。

- 申請時（スカラネット入力完了日）に家計急変の事由が解消（再就職、起業、就労困難解消等）している
※採用後、申請時に事由が解消していたことが判明した場合は、給付奨学生の認定が取り消され、支給済みの奨学金（最大1.4倍）を一括返金することとなります。
- 収入減少を伴わない家計支出の増加
- 生計維持者の定年退職、離婚又は失踪

家計急変の事由に該当し、当該証明書類を提出した場合でも、家計に係る基準（収入基準・資産基準）及び学業成績等に係る基準等や入学時期等に関する要件、在留資格等に関する要件を満たしていなければ、家計急変採用による支援を受けることはできません。

「給付奨学金の家計急変採用に関するQ&A」を機構ホームページに掲載しています。
こちらも参照してください。



2 募集時期

通常、毎年春及び秋に在学学校を通じて奨学生の募集を行っていますが、

家計急変採用は通年で申込みを受け付けます。

家計急変の事由が発生した日から原則3か月以内に申請してください。

- (注1) 家計急変の事由が進学前に発生していた場合は、進学後3か月以内に申し込む必要があります。高等専門学校4年次に在学している場合のみ、「進学」を「進級」に読み替えてください。進学月によって、申請可能な事由発生月の対象期間が異なります。

進学月	申請可能な事由発生月の対象期間
2026年4月～2026年9月	2024年1月以降、進学月前月以前
2026年10月～2027年3月	2025年1月以降、進学月前月以前

- (注2) 定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合も、その後家計が急変したときは申し込むことができます。この冊子と「家計急変により支援区分の変更を希望する給付奨学生の皆さんへ（右の二次元コード）」を確認のうえ、手続きをしてください。



ただし、家計急変採用への変更が認められた場合は、元の定期的な採用（春・秋、予約採用）に戻すことはできません。

- (注3) 給付奨学金の定期的な募集（春・秋）と並行して申し込むことは認められません。

3 事由の証明書 と 事由発生日

事由によって、必要な書類と事由発生日が決まっています。必要な書類を用意してください。家計急変の事由が生じた生計維持者を「家計急変者」と呼びます。

事由A 生計維持者の死亡

証明書類	家計急変事由の発生日
下記のいずれか<コピー可> ・戸籍謄本（抄本） ・住民票除票（死亡日記載）	左記の証明書に記載された 生計維持者が死亡した日

- (注1) 亡くなった方が「家計急変者」となります。

事由B 生計維持者が事故又は病気により、3か月以上、就労が困難

証明書類	家計急変事由の発生日
下記のすべて<コピー可> ・医師による診断書（注2） ・傷病休職中であることの証明書（注3）	診断書に記載された 就労困難な状況が開始した日

- (注2) 医師による診断書には「就労困難な状況が開始した日」及び「就労困難」であること、その期間が「3か月以上」であり、申請日時点においても継続していることの記載が必要です。

- (注3) 雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇（休職）の期間（休職開始日及び終了予定日）について記載された勤務先発行の証明書（様式自由又は所定の様式「休職証明書（家計急変採用提出用）」）の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成を依頼してください。

雇用されている者が申請時点で既に離職している場合や就労困難となった者が個人事業主の場合は、所定の様式「事故又は病気により離職し3か月以上就労が困難な場合の申告書」を記入の上、提出してください。

- (注4) 有給休職中であっても、収入が減少している場合は申込みができますが、収入状況の実績により判定されますので、支援が認められない場合もあります。

事由C 生計維持者が失職（非自発的失業の場合に限る）

証明書類	家計急変事由の発生日
・雇用保険受給資格者証（第1面・第3面・第4面）（注6）（注7）〈コピー可〉	左記の証明書に記載された離職日

（注5）「非自発的失業」とは、雇用保険受給資格者証（又は雇用保険被保険者離職票）において、下表の離職理由コードに該当する場合を指し、これに該当しないときは、家計急変採用による支援の対象とはなりません。

11（1A）解雇（1B及び5E※に該当するものを除く）
12（1B）天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21（2A）特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
22（2B）特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満等更新明示あり）
23（2C）特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満等更新明示なし）
31（3A）事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32（3B）事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33（3C）正当な理由のある自己都合退職（3A、3B又は3Dに該当するものを除く）
34（3D）特定の正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間6月以上12月未満）

※「（5E）被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇」は非自発的失業に該当しません。

（注6）マイナンバーカードを用いて雇用保険を行ったために雇用保険受給資格者証の提出ができない場合は、雇用保険受給資格通知を提出してください。

（注7）傷病手当金受給中など、雇用保険受給資格者証の発行ができないために雇用保険受給資格者証の提出ができない場合は、雇用保険被保険者離職票（離職年月日と離職理由コードが記載されたもの）と所定の様式「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」を提出してください。

事由D 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災

証明書類	家計急変事由の発生日
・罹災証明書〈コピー可〉	左記の証明書に記載された罹災の日

（注8）生計維持者が被災し、罹災証明書が提出できる場合であっても、4ページの表（家計急変の事由）のD①又は②に該当しない場合は、家計急変採用による支援の対象とはなりません。

事由E 学生本人が父母等による暴力等から避難

証明書類	家計急変事由の発生日
・〈所定の様式〉 保護証明書（家計急変採用専用）〈原本〉	左記の証明書に記載された 保護施設への入所年月日

（注9）事由Eの申請対象となるのは、次のいずれかに該当する人です。

- ①児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助又は同法第31条の規定による措置延長を受けることとなった者
- ②困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第3項第2号の規定による一時保護を受けることとなった者又は同法第12条に規定する女性自立支援施設に入所することとなった者
- ③その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者（避難先は公的施設以外の民間シェルター等も含む）

（注10）避難の原因となった方が「家計急変者」となります。

所定の様式や証明書類の見本は、ホームページに掲載しています。

